

帰ってきた gomidas No.20

野焼きは、法律で禁止されています

問い合わせ 環境整備課 ☎ 2154(野焼き) ☎ 5101(ごみの出し方)



せん定した庭木や畠の枯草などの「野焼き」は、一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

法律に違反した場合には、懲役や罰金などの罰則が科せられることがあります。

野焼きの禁止

野焼きはなぜ駄目なの?



- とんど焼きなど、風俗習慣上または宗教上の行事を行ったために必要な焼却行為
- 農業・林業・漁業などを営むために、やむを得ず行われる焼却行為
- たき火、キャンプファイヤー、バーベキューなどの日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却行為

野焼きへの苦情の増加

毎年、野焼きに対する市民からの苦情や相談が多く、最近特に増加しています。農業を営むなどのやむを得ず行われる野焼きであっても、周辺地域の生活環境に影響を与えるおそれがあり、苦情の通報があった場合には、行政指導の対象となります。

野焼き
禁止の例外

また、野焼きは火災発生の原因になるばかりでなく、煙や臭いで気分が悪くなったり、洗濯物に臭いがつくなど、周辺住民への迷惑行為にもなります。

せん定枝等のごみ等の出し

せん定枝等は、チップ化し肥料として有効活用するため、「せん定枝等の日」に、青色または緑色の資源回収専用袋を使用し、ごみステーションに提出してください。

また、「せん定枝等の日」にごみ出しできない場合は、オレンジ色のもやすごみ専用袋を使用して、「もやすごみの日」にごみ出しすることもできます。

- ※ いずれの場合も、せん定枝は、長さ30cm、太さ5cm以内のサイズに切断してごみ出しする必要があります。

せん定枝等のリサイクルセンターへの持ち込み

せん定枝等が多量となつた場合、リサイクルセンターに直接持ち込むことができます。

この場合、ごみステーションに出す場合は異なり、指定ごみ袋を使用する必要はありません。

また、せん定枝は、長さ1m、太さ10cm以内のサイズで出すことができます。

※ 原則、前日までに予約を立ておく必要があります。

詳しくは「大竹市ごみ収集カレンダー」をご覧ください。(市ホームページに掲載しています)

